

改正 令和7年1月1日適用

課外活動における全国大会出場の遠征費支援について

<支援対象および内容>

・全国大会（地区大会などの予選を勝ち抜いて出場する大会・西日本大会を含む）に出場した個人または団体に対する公共交通機関交通費（バス等借上含む）および宿泊料援助。ただし、団体の場合は同行者人数に以下のとおり上限を設ける。

※指導者（監督・コーチ等）：2名まで

マネージャー等：2名まで

運営（協会指定の場合のみ）：協会指定の人数

・特に学生担当副学長が必要と認めた場合

<支援額>支援額は下記のとおりとして、当該年度に1回のみ補助する。

①交通費は半額を上限とする。ただし、個人の場合は5万円、団体の場合は、選手登録として、ベンチ入りした人数を最大とし、総額50万円を上限とする。

②宿泊費は実費とし、1泊あたり1万円を上限として支給する。

<支援対象期間>

対象となる大会は、当該年度（4月～3月）実施された大会のみとする。

<手続き>

支援を受けようとする場合は、大会終了後、翌月の10日までに必要書類を学生支援課に提出すること。

ただし、3月実施分は翌月（4月）の5日までとする。期日以降の提出分に対する支援は行わない。

<必要書類>

支援に必要な書類は、以下のとおり。

①申請書

②支援内訳

③行程表

④領収書一式

※領収書は原本のみ（WEB上から印刷できるものも含む）とし、学生支援課が指定した期日までに提出されたものに限る。期日を過ぎての追加提出は認めない。

※宿泊費、交通費は提出された領収書の金額から算出した額のみを支援対象とする。

なお、やむを得ない理由で延泊や交通手段の変更が生じた場合は、その都度協議する。

<その他>

予算に応じて減額支給、または支給できない場合がある。なお、支払いは口座（振込）によるものとする。